

大仙市週休２日制工事に関する運用

大仙市週休２日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における運用を次のとおり定める。

要綱第２条関係（定義）

- 1 要綱第２条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

【現場閉所困難工事の例】

- ・ 公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事
 - ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事）
- 2 要綱第２条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - ① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ② 工事全体を一時中止している期間
 - ③ 夏期休暇３日間、年末年始休暇６日間
 - ④ 余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

- 3 要綱第２条(3)の「対象期間」について、受注者の責によらない災害対応や現場条件、気象条件の変化等により週休２日の確保が難しいと想定される場合は、受発注者間で協議のうえ、該当期間を対象外とするなど、柔軟に対応すること。

ただし、現場閉所による週休２日または交替制による週休２日ともに、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合にあっても、必要最小限の期間とし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】

- ・ 発注者が想定している猛暑、降雨日等の日数を上回る場合
- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象
- ・ 工事用地等の確保ができず、施工できない場合・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む）
- ・ 文化財調査・反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
- ・ 関連工事との調整により施工ができない場合

要綱第３条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙２－１「工事履行報告書」に別紙２－２「勤務状況

確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日（土日）において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休2日（土日）を達成したものとみなす。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙3-1「工事履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日交替制において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休2日交替制を達成したものとみなす。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

1 発注者は、全ての工事を対象に、週休2日制工事により発注することを原則とする。

2 発注方式は以下のとおりとする。なお、現場閉所困難工事にあっても完全週休2日交替制工事により発注することを原則とし、いずれの場合においても通期の週休2日交替制は必須とする。

(1) 完全週休2日（土日）

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式

(2) 完全週休2日交替制

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式

3 完全週休2日（土日）工事及び完全週休2日交替制工事において、受注者は工事着手前に、週休2日の取組について監督職員と協議するものとする。

4 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると発注担当課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工期変更）

1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（工事費の積算）

1 工事費の積算については、原則として発注担当課において適用する積算基準によるほか、次に掲げる運用基準等を準用するものとする。

- (1) 秋田県週休2日制工事に関する建設部運用（平成29年5月30日施行）
- (2) 秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用（令和3年4月1日施行）
- (3) 秋田県週休2日制工事に関する港湾空港課運用（令和6年10月1日施行）
- (4) 秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用（令和元年8月1日施行）
- (5) 秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用（令和6年10月1日施行）
- (6) 秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用（令和3年10月1日施行）
- (7) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）

要綱第7条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休2日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の大仙市週休2日制工事に関する運用の規定は、令和8年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。